

2023年10月制度スタート!

インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士
行政書士 / CFP®

八木 正宣

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

新連載

インボイス制度が
始まりますが
準備はお済みですか?



名称を問わずインボイスに該当
します。

仕入税額控除の適用には
インボイスの保存が必要

平 成28年度税制改正によ
り、制度の導入が決まっ
てから7年が経ち、いよいよ令
和5年10月から適格請求書等保
存方式（インボイス制度）が始
まります。

業種や規模を問わず、すべて
の企業に影響が及ぶインボイス
制度について、金融機関として
情報を発信し、取引先からの質
問に適切に対応していきたいと
ころです。

本連載を通じて、導入前の準
備から導入後の実務上の対応な
ども解説します。今回はインボ
イス制度の概要について解説し
ていきます。

インボイスは「請求書」を意
味する英語（invoice）で、日

本では、輸出入取引の際に取引
内容が記載された文書の名称に
用いられてきました。海外との
貿易がある企業にとってインボ
イスは馴染みのある言葉でし
た。そのインボイスが、消費税
の仕入税額控除の方式として令
和5年10月に導入される「適格
請求書等保存方式」の通称とし
て、急に認知されるようになって
のです。

適格請求書（以下「インボイ
ス」という）とは、売り手が買
り手に対して正確な適用税率や
消費税額等を伝える手段です。

その様式は特に法令等で定めら
れておらず、一定の事項が記載
された請求書や納品書、領収
書、レシート等であれば、その

インボイスに記載する項目は
次のとおりです。従来の区分記
載請求書等保存方式における請
求書等の記載事項に加え、①④
および⑤の「アミかけ部分」が追加
されています。

①適格請求書発行事業者の氏名
または名称および登録番号

②課税資産の譲渡等を行った年
月日

③課税資産の譲渡等に係る資産
または役務の内容（課税資産の
譲渡等が軽減対象資産の譲渡等
である場合には、資産の内容お
よび軽減対象資産の譲渡等であ
る旨）

④課税資産の譲渡等の税抜価額
又は税込価額を税率ごとに区分
して合計した金額および適用税
率

⑤税率ごとに区分した消費税額

●適格請求書（インボイス）のサンプル

請求書

株式会社甲乙丙商事 御中 請求日 2023/10/1

下記のとおり、御請求申し上げます。

支払期限 2023/10/31
振込先 近代銀行 本店 普通 1111111
近代企画（カ）

近代企画株式会社
〒100-0001
東京都千代田区千代田1-1-1
近代ビル3階
TEL：03-0000-0000

登録番号：T1234567890123

合計 40,922 円 (税込)

摘要	数量	単位	単価	税率	金額	
皿	10	個	990	10%	9,900	
鶏肉 5k g	1	個	5,400	8%	5,400	
アウトドアテーブル	1	組	10,000	10%	10,000	
折り畳みチェア	6	脚	2,000	10%	12,000	
※は軽減税率対象					小計	37,300
税率別内訳					消費税	3,622
10%対象					合計	40,922
軽減8%対象						
税抜金額	31,900	消費税額	3,190			
	5,400		432			

備考

⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

売り手である適格請求書発行者事業者は、買い手企業から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。そし

て、交付されたインボイスの写しを保存しておく必要があります。

また、消費税の課税事業者である買い手企業は、課税方式において仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引

の売り手である適格請求書発行者事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

**発行事業者の登録申請は
9月30日まで延長**

インボイスを交付するには、

税務署長に申請書を提出し、適格請求書発行者事業者の登録を受けなければなりません。適格請求書発行者事業者の登録を受けるためには、消費税の課税事業者であることが必要です。

今まで、消費税の免税事業者であった事業者がインボイスを交付する発行者事業者に登録することとなった場合には、消費税の納税をしなければなりません。

またインボイス制度の始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。

この申請期限については、令

和5年度税制改正で実質的に令和5年9月30日までに延長されることとなります。登録された適格請求書発行者事業者の氏名または名称および登録番号については、国税庁ホームページにおいて公表されています。

BB

取引先に伝えたいポイント



- インボイスは本来「請求書」を表す英語。制度導入後は、仕入税額控除の適用を受けるため、原則、売り手側の適格請求書発行者事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要
- 令和5年10月1日よりインボイスを発行するためには、原則3月31日までに申請しなければならなかったが、令和5年税制改正において、9月30日までに延長された